

	号外	定価 1部 2円	東日本大震災から4年。1日も早い復興にしっかり取り組める職場環境を求めよう。
	昭和34年4月1日 第3種郵便物認可	発行所 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁内	

**2015 春闘④**

**3.13 地公共闘要請行動**

**「給与制度の総合的見直し」阻止へ向け**

**賃金切り下げ阻止！  
地方切り捨て阻止！**

**人事委員会へ要請書を提出**

岩手県地方公務員共闘会議（議長 砂金良昭 岩教組委員長）は、3月13日「給与制度の総合的見直しに関する要請書」を人事委員長あて提出した。

「給与制度の総合的見直し」が昨年の国人勧のとおり導入されると、平均2%の賃金切り下げに加え、高齢層賃金のさらなる抑制となることから、地域給の対象とならない地方では、ただ減額のみが押し付けられることから、公民較差が適切に反映されないことが指摘されている。このことから、給与制度の総合的見直しを実施しないこと、労働基本権の代償となる本来の目的を損なうことが無いよう要請した。人事委員会の見解は次のとおり。



**【要請に係る見解等】**

砂金議長から要請書を手交した後、佐藤事務局長からは「要請については委員会に報告し、各委員に伝える。国・他県の状況、県内民間企業の調査結果や県職員の実情を踏まえ判断する。」

と述べたのに対し、砂金地公共闘議長は「賃金は減るが、仕事は増えている。復興業務を抱える岩手県の実情と、働く職員の勤務意欲維持のためにも制度導入は見送って欲しい」と適切な勧告を再度要請した。



地公共闘では秋の県人勧に向け、「給与制度の総合的見直し」を阻止するため、制度の問題点を再度学習し、署名行動など多くの仲間の声を結集し、取り組みを強化していく。

# 今年4月から「ここ」が変わります①

昨年秋の確定闘争から、越年での交渉などにより、4月から次の事項が変わります。各職場での確認をお願いします。

## ●現給保障の廃止

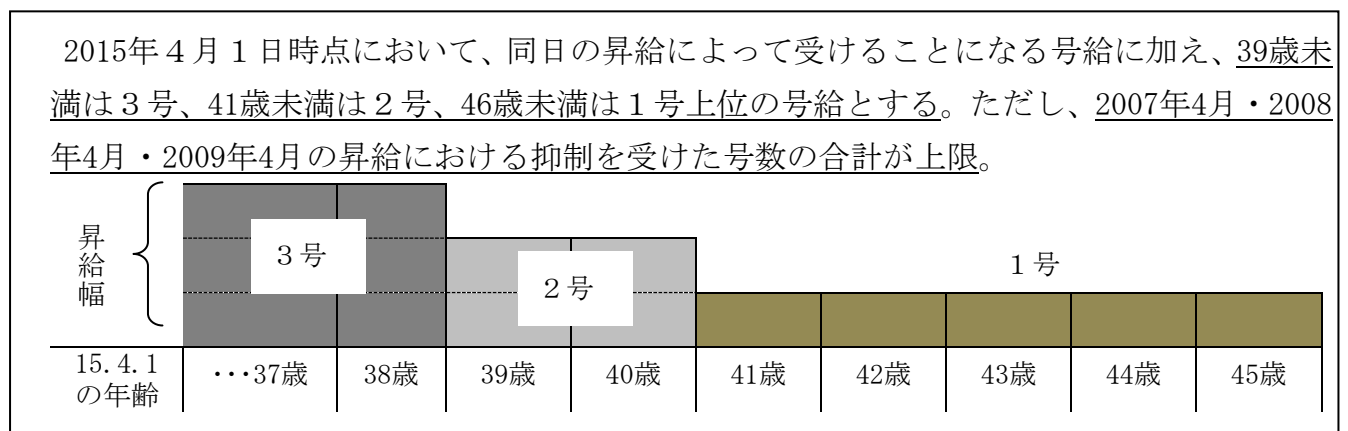
2006年の給与構造改革により、給料表が引き下げられたことに伴い、支給されていた現給保障について、対象者の減少等の理由から、今年3月末で廃止することが県人勧で勧告され、県当局において廃止とすることが決定されました。このことにより、対象者については4月から実質賃金がマイナスとなります。

このことに対し、県職労では勤務意欲の維持のためにも、個々に配慮した処遇の改善や手当等を求めており、当局でも「個別の事情に配慮する」ことを確認しています。実際に対処されるか確認を行っていきます。

## ●昇給抑制の回復

給与構造改革の際、国では2007年～2009年の3年間、本来の昇給から1号抑制する措置がとられましたが、2010年から段階的に若年層の昇給回復措置を行っています。

岩手県でも国に準じ、同様に抑制措置が行われたことから、次の方法で回復されることになりました。



## ●給与の特別調整額の減額措置

県の財政問題を背景とし、2005年度から続けられている減額措置ですが、2015年度については次の減額率として、実施することとなります。

部長・副部長級 15% → 10%、 総括課長級 15% → 10%

# 異動に伴う3月中の引っ越しには届出が必要です

人事異動に伴い、3月中に引っ越しを計画している方は、事前に所属長に「異動に伴う発令日前の住居移転確認書」の提出が必要です。引っ越し時に発生してしまった事故を、公務災害とするための大事な手続きです。忘れずに行いましょう。

詳しくは、平成27年3月17日付け、人事課給与人事担当課長 事務連絡を参照下さい。